

2 月議会個人質問

1、障害者自立支援法について

(1) 居宅サービスの充実にむけて

障害者のもつハンディキャップを埋めるための介護を「利益」として、応益負担を導入して利用料を徴収する、障害者自立支援法は、生存権を保障した憲法 25 条に抵触するのではないのでしょうか。2006 年度国家予算は、障害者の負担を 700 億円ふやしながら、国庫負担は 350 億円も削減してにているのです。国の福祉予算の全体に占める割合はわずか 1 % にすぎません。欧米先進国に比べても国内総生産に占める支出の割合は、ドイツの 5 分の一、スエーデンの 8 分の一と比べても非常に低い水準です。欧米並みにすれば予算は充分あるにもかかわらず、障害者に負担を強いる今度の自立支援法は先進国ではありません。しかも、障害が重いほど、負担の重くなる支援法は障害者福祉にはなじまない法といわざるをえません。

重度心身障害者 S 君のお母さんは、46 歳。24 歳の S 君と 2 人暮らしです。支援費制度のもとで、日常生活支援を月 107 時間使って、入浴その他の介護を受けています。週に 4 日間は小規模作業所へ、1 日は通園センターへ通っています。その他、生活を豊かにするため、社会参加の機会を増やすことが必要なので、月に 4 日は多機能施設へ 2 日はショートステイを利用しています。S 君と二人暮らしのお母さんは就労が難しく S 君の障害者年金 8 万 2500 円とパート収入約 4 万円で暮らしています。現在、負担金は無料です。ところが、自立支援法で、支援費と同じサービスをうけるとして、利用料が、24600 円になってしまいます。お母さんも年々歳を重ね、44kg グラムある S 君との生活で、腰痛に悩まされています。S 君が人間らしい生活をするには、今のサービス料は最低必要だと言います。しかも、S 君は特定疾患があるために必ず病院へいくことになっています。支援費サービス以外に医療費が余計にかかります。今受けている更生医療についても 1 割負担の導入で、約 5000 円の負担がかかるようになるのです。

(ア) そこで、市長にお伺いします。このような障害者自立支援法でほんとうに障害をもっておられる方の生活を真に障害をもっていない方と同等の暮らし、ノーマライゼーションの精神に添った生活を保障することができるのでしょうか、お考えをお聞かせください。

(イ) 支援費制度では、95%の方が利用料なしでサービスを受けることができます。そのことによって、社会参加が広まり生活の質の向上に向けて一步を踏み出すことができたばかりだったのです。ダウン症の H さんは駅の自動販売機で切符を買うことができなかったのですが、ホーム・ヘルプサービスをつかって、ヘルパーさんに見守りをしていただき、一人で電車に乗ることができるようになったのです。ところが、1 割負担が導入されますと生活そのものが大変ですからサービス抑制がかならずお

きまるでしょう。これは、障害者の生きていく権利を破壊をするもので、あってはならないことです。そこで、自治体独自の負担軽減を打ち出している市町村が次々と産まれています。京都市では、年間所得が 230 万円以下の場合に、負担額の上限がおおむね国基準の 50%になるような仕組みを導入しました。横浜市では、市民税非課税世帯に対して引き続き無料でサービスを受けることができるよう、予算案に盛り込んだ。と発表されています。東京都では、低所得Ⅰ、Ⅱの方に対してホーム・ヘルプサービス 1 割の利用者負担を 3%にしています。そこで、質問です。京都市では、独自負担軽減策のための財源は 3 億 6000 万であること、横浜市は、そのための財源は 7 億 3500 万であることを試算し、予算計上しています。保健福祉局長は岡山市独自の減免をすることに対して、竹永議員の代表質問では「問題意識はもっている」とお答えになられました。それならば、時間がかかっても独自軽減策の試算を出していただきたいがいかがでしょうか。

(ウ) 障害程度区分判定制度が導入されました。障害をもっておられる方の 24 時間ケアをどう保障していくかが大事な観点だと思います。ひとり一人の実態にあった判定をされるよう審査会の充実を望みます。介護保険との違いは障害程度区分の判定によって受けられるサービス量の上限が設けられることがないことです。しかし、国庫補助基準は判定した区分によって決められてしまいます。生活実態にあった自立と社会参加をすることができるよう、国庫補助基準を低く設定しないよう是非、国にはたらいきかけていただきたいがいかがでしょうか。

(エ) 現在の支援費を使っておられる方は全体の 13%にすぎません。支援費制度が導入された時にその周知徹底についてこの本会議で質問をさせていただいたことがありますが、その時の支援費制度の周知についても今でもまだ徹底されていないと聞きます。その中で、今度の法改正です。特に今度の法改正は 3 障害を一元化するなどそのしくみが大きく変わろうとしているのです。内容を一人でも知らない人がいないよう周知徹底をする必要があります。

サークル・親の会等で、出前説明会を行ってほしいという声を聞きます。要請すれば、出かけていく体制をとってほしいがいかがでしょうか。

(オ) 障害程度区分の判定のための調査については、どのようにされますか。

(2) 小規模作業所への支援を

(ア) 29 年間続いてきた小規模作業所国庫補助金が廃止されようとしています。

「地域活動支援センター」が移行先として想定されていますが、1 日あたり 10 人以上と枠が決められています。問題は 1 日 10 人以下の小規模作業所への国庫補助がなくなることにあります。国庫補助 80 万円が入っていた、ある作業所は自立支援法の枠外になって、全く国の補助を受けることができなくなるのです。せめて、従来の補助の中で運営をすることができるよう、助成をしていただきたいがいかがでしょうか。

(イ)「地域生活支援事業」の利用料は市町村が独自に条例等で定めることになっています。今までどおり、無料または「応能負担」による低廉な利用料にさせていただきたいかがでしょうか。

(ウ) 重度重複障害者の働く作業所への重度加算はいつから積算していただけるのでしょうか。運営費の積算方法の変更によって大変な状況になっています。特に障害の重い方にとっては、毎日の働く場への通所は困難なのです。倉敷市ではすでに重度加算を導入しています。同じ中核市で岡山市との格差が大きいのです。重度加算の創設で格差是正を行ってください。

2、精神障害者の支援について

(ア) 自立支援法は障害者施策のグランドデザインによって、精神障害・知的障害・身体障害の3障害を1本化しました。このことについては、評価しているところです。精神障害者にとっては、措置制度からの急激な変化の対応にとまどうこともままあります。特に、精神の方への説明を丁寧をお願いしておきます。申請への対応窓口は、保健所ということになっていますが、他の方と同様、一本化したほうが良いという声を多く聞きます。一元化した法の趣旨をかんがみて福祉事務所を窓口にするように踏み切るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

(イ) 精神障害の方にとって、薬は生きていくために、どうしてもかかせないものです。

ところが、自立支援医療によって、自己負担が今までの倍かかるようになるのです。その上に通院にかかる交通費も多く費用がかかります。交通費の負担に耐えられず治療を中断、リハビリを中止する人が多くいます。そこで精神保健福祉手帳所持者への交通費助成は全国の各自治体で実施していますし、岡山県でも、新見市、高梁市、など、3市4町で行っています。また、タクシー券配布または福祉タクシーの助成、施設等通所費助成を行うなどなんらかの助成制度で、移動保障を行っています。ところが、岡山市はそのどれも行っていません。なぜ、助成をしないのか、財源不足では市民は納得しないと思います。その理由をお聞かせください。

3、「心のバリアフリー宣言」について

先日、3月1日に行われた、障害保健福祉関係主管課長会議の資料によりますと、「平成16年3月に心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会において取りまとめられた「こころのバリアフリー宣言」を引き続き広く周知を図られるようお願いしたい。」という項目がありました。このことについていくつか質問をさせていただきます。この宣言は「精神疾患を正しく理解し、新しい一歩を踏み出すための指針」として、8項目ありまして、最初の4項目は「あなたは絶対に自信がありますか、心の健康に」

というタイトルで、早期発見、早期治療のためのアドバイス。後の 4 項目は、「社会の支援が大事、共生の社会を目指して」というタイトルで誤解や偏見をもたないための社会啓発と病気にならないための予防について書かれています。そこで

(ア) 自立支援法で、3 障害の事業を行うため、事業所が指定申請を行うこととなります。各事業所への理解を深めるための啓発活動が必要になるのではないのでしょうか。正しい理解を深めるために、この宣言を普及してはどうでしょうか。

(イ) 2 人に 1 人は過去 1 ヶ月間にストレスを感じていて、生涯を通じて 5 人に 1 人は精神疾患にかかるといわれ、最近では心の問題は、家庭・企業も含めて社会全体の問題で、みんなが考えるべき重要な問題になっているといわれています。自殺者は年間 3 万人を越えています。ストレス社会を作りだしている諸要因の中で政治の責任も大きいと思いますが、心の健康について考えることは重要です。この宣言の普及・啓発を積極的におこなってはいかがでしょうか。具体的な方法をお示しください。

4、学童クラブについて

(1) 施設の充実に向けて

本議会においても、軽度発達障害の子どもへの支援をという質問を多くの議員さんが、取り上げておられました。無所属市民の会下市議員の代表質問でも、学童クラブの施設での段差等のバリアフリー化の実現への質問もありました。各学童クラブにおかれては、障害を持った子どもを受け入れて、集団生活の中で力を引き出していこうと頑張っておられます。その中で、パニックを起こした子ども、パニックを起こしそうになっている子どもを落ち着かせるために、音と、光を遮断できる別室を部屋の中に設置してほしいという要望があります。昨年の 4 月から「発達障害者支援法」が施行されています。その中で、市町村は保育、放課後児童健全育成事業の利用の機会の確保を図るため、適切な配慮をするものとする。、となっています。子どもの落ち着き場所の確保を今後どのように対応していくのでしょうか。

(2) 大規模クラブ、長時間保育加算

年々学童クラブへの希望者が増加をしております。本年度 71 人以上のクラブは、クラブ、100 人以上のクラブも出てきている現状です。子育て支援の充実は、高谷市長の選挙公約でもあったはずで、子どもの健全育成・人権保障の観点からも、大規模ク

ラブの解消は喫緊の課題になっております。そこで質問をさせていただきます。(ア) 岡山市の「児童クラブの標準基準」によりますと、「運営委員会方式による児童クラブは1小学校区に1クラブとする」となっておりますが、なぜなのでしょう。その根拠をお示しください。

(イ) 国や県の標準基準には1小学校区1クラブという基準は設けていないはずですが。岡山市も、国、県に準じてその項をはずしていただきたいが、いかがでしょうか。

(ウ) 子どもが被害者になる犯罪が多発している中、児童クラブから安全に帰宅するため、様々な工夫をせざるをえないような状況になっています。クラブによっては、保護者に迎えに来ていただいているところもあります。そこで質問です。「標準基準」によりますと、指導員の活動時間は、平日の場合一人1日あたり4時間以内とする。になっていますが、4時間を越えると長時間保育になるのでしょうか。

(エ) 夕方5時、6時の迎えは非現実的ではないのでしょうか。どちらにしても、保育時間は長時間になります。その場合、長時間加算の対象になりますか。

(オ) 国の基準の長時間加算は使えない基準です。基準をもっとゆるやかにしていただくよう国に要望をしていただくと同時に市独自で加算をしていただきたいがいかがでしょうか。

5、障がい児の放課後保障について

(1) タイムケア事業等

障害のある中・高校生の放課後の預かり事業として、厚生労働省のメニューとしてあります。実施主体は市町村になっています。倉敷市をはじめ、全国で事業を実施しています。障害児の学童クラブとして、さくら児童クラブや養護学校で行っている学童クラブがありますが、3年生までと学年の制限がありまして、保護者の就労支援になっていないのが現状です。このタイムケア事業を取り入れることができれば、中学生・高校生の放課後保障を支援することができます。タイムケア事業を取り入れる見通しをお聞かせください。

6、岡山駅前広場を使いやすく

2月28日の山陽新聞によりますと、「岡山の玄関口・JR岡山駅前（東口）バスターミナルの利用しづらさや過密ダイヤが指摘される問題で、行政、バス事業者、市民代表らの検討委員会は2009年度の駅西口バスターミナル完成を機に、同方向の便を同じバス停に集約する「方面別整備」を目指すことで合意」とありました。岡山駅は公共交通機関の中四国の結節地点として、1日約 人が利用しています。岡山駅に降りた方が次の目的地に向かって、いくアクセスとして、バス、タクシー、乗用車、あるいは、路面電車を利用する。また、逆の場合もありますが、どちらにしても利便性が常に追求されています。そこで質問させていただきます。

（ア）「岡山駅における公共交通利便性向上方策検討委員会」は、今後どのように協議をすすめていくのでしょうか。今後の見通しをおしめしてください。

（イ）岡山駅の総合的な交通結節機能強化をめざすためには、「交通バリアフリー」「福祉のまちづくり」の観点を視野にいれて検討していく必要があると思います。検討委員会の構成メンバーに、障害者、高齢者の立場の方がどうしても欠かせないと思います。構成メンバーに障害者・高齢者の立場の方を追加していただきたいがいかがでしょうか。ません。前向きな答弁をお願いします。

（ウ）岡山駅の橋上化によって、新幹線口にエレベーターが設置される予定になっています。今まで、車椅子の方が新幹線を利用する場合は、駅の南側にある荷物を積み込む

ためのエレベーターに乗らないとホームに行くことができなかったのです。人間でなく荷物扱いかという声をよく聞いていました。やっと、念願のエレベーターが設置される見通しができたことは大変喜ばしいのですが、それでは、点にはなっても導線にはならないのです。駅前広場が市街地や他の交通機関とのアクセスに充分機能を果たすためには、もっとバリアフリーにさせていただかなければいけません。一つは、送迎用の自家用車等、車による乗降場に車椅子の方が乗り降りすることができるよう歩道との段差をなくして障害者が利用できるようにしていただきたい。2つめは、岡山会館側に地下街と結ぶエレベーターを設置していただきたいがどうおかんがえでしょうか。

(エ) バスターミナルがとても使いにくいという声をよく聞きます。13箇所のバス乗り場のうち、東側の道路沿いのバス乗り場へのアクセスがとてもわかりづらく使いにくいのです。バス乗り場の東側から駅まで、あるいは、会館側とのアクセスは地下街を通るか、グランビア側を通して行く以外、方法がないのです。また、地下街からバス乗り場へは、とてもわかりづらいのです。駅方面から歩道をつけるなど改善していただきたいがいかがでしょうか。

7、公民館の駐車場について

市民の生涯学習の場やつどいの場として、公民館はその機能を大いに発揮しています。中学校区に1箇所設置されている公民館は市民の一番身近な施設として役に立っているのです。公民館の利用状況を見てみますと、平成12年には1093700人であったのが、平成16年には1186852人と年々増加しているのです。そこで質問です。

(ア) これだけ定着した公民館においては駐車場は基本的に無料となっています。しかし、利用が増える中で、駐車場を借り上げている高島公民館については、募金方式を採用して、利用者に募金を訴えて、教育費の雑入に繰り入れています。駐車場を利用することなく自転車等でこられている方が圧倒的に多い中で公の施設でありながら募金を訴えるのは不自然です。そろそろ、募金方式を廃止してはいかがでしょう。